

協働のまちづくり市民会議会議録

会議名称	第7回山口市協働のまちづくり市民会議
開催日時	平成20年1月12日（土曜日）午後1時00分～午後5時30分
開催場所	山口総合支所3階 第10・11会議室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	辻正二委員、坂本俊彦委員、渡辺洋子委員、清水春治委員、井出崎小百合委員、國吉正和委員、久保田美代委員、藏本信江委員、曾田元子委員、豊川智恵委員、中村保男委員、中山美穂子委員、河村律子委員、原田章子委員、原田雅代委員、平井多美子委員、福田嘉夫委員、益田徳子委員、山本貴広委員、山本豊委員、（20人）
欠席者	加藤結花委員、西村美紀委員、山根伊都子委員、若崎啓一委員（4人）
事務局	山田主幹、杉田主任主事、豊田主任主事（3人）
議題等	1 市民委員「市民会議への思い」発表 2 前回会議の確認について 3 プロセス検討会の条例たたき台の提示・説明 4 グループ討議 - プロセス検討会提示のたたき台の目的・基本理念をグループ内で意見交換 - 条例づくりのグループワーク - グループ発表 5 まとめ 6 次回開催について 7 その他
内容	<事務局> 最初のあいさつ 本日の配布資料の確認 会議録署名委員の指名 【1 市民委員「市民会議への思い発表」】 <社会長> みなさん、明けましておめでとうございます。前回から本格的な作業に入り、この1月と2月は大事な会議になります。最初に委員のスピーチから始めます。清水委員さんと井出崎委員さん、よろしくお願いします。 <清水 春治委員> 今回の条例づくりには苦闘していますが、少しでもお役に立てればという気持ちで毎

回出席しています。この歳になって、こんなに勉強するようになるとは、夢にも思っていなかったというのが市民会議の委員になっての率直な感想ですが、勉強できることは大変ありがたいなと思っています。これから話し合いの中で、私の経験が活かしていければと思っています。今年の正月には、色々とテレビを見ていましたが、『ご近所の底力』という番組が好きです。私がお世話している地域でも色々な問題が起きていますので、その面でも、これからつくる条例に関心をもたなければいけないと思っています。また、環境関係の番組を見ると、我々の日常生活にもグローバル化が進んでいるという印象を持ちました。

先日、スポーツ少年団の子ども達と鏡開きの行事をやった際に、そのあいさつの中で、これからは国際的な感覚をもった子どもになってほしいというような話しをしました。サッカー、バレー、バスケットボールなどのルールは超一流のプレーと同じ国際ルールでやっていることを認識しなさいということを言いました。環境問題は目の前に来ているので、条例を作りながらそのようなことも考えて行きたいと思いました。市民活動の中でのグローバル化は避けて通れないということも感じています。

<井出崎 小百合委員>

市報で市民委員の募集を見つけたときには、協働を体験しながら協働を学ぶことかと思ひまして、昨年は私の中で協働元年だったこともあり、私自身協働を勉強したいと思ひ応募しました。まさかこのように条例をつくることに関わるようになるとは思ひませんでした。会長の最初の挨拶の中で、いよいよ条例づくりが本格的になってきたというお話がありましたが、私の中ではまだ条例って何、という感じです。

普段は子育て支援の活動をさせていただいてまして、自他ともに認める子育て支援オタクです。共通言語があまりなくて解りにくいかもしれません。先日も『子育て文化創造条例』が県のほうでできましたが、私たちはそれができたからといって一体何が変わったんだろうとすごく思ひてしまいます。県や市の会議に出席したときも、地域が、家族が、親が、と言われるのですが、条例づくりに携わっている職員が地域・家族の一員として、あるいは親の一人ということをどこまで本気で思ひているのかなということ、いつも感じます。条例が出来たからといって、子育て中の県の職員が早く帰れるようになった、というような本気度は全然見えないわけです。先日、公共交通機関を使おうということで、県の職員がバスや電車で通勤するということを行っていましたが、あれを見ていて、やればできるのではないかと思ひました。条例をつくっただけで、なかなか本気度が見えてこないというのが私の感じている本音です。県の部長も「仏作って魂入れず」と言われますが、今後この子育て条例がどのように動いていくかということに関して大変興味をもっています。

私の実家がある市は、協働推進の先進地と聞いておりますが、私の所は市の一番端の田舎町でさびれています。この正月に帰省しましたが、大変すさんでいることを感じました。中学校をみても、親が地域の中学校に行かせたくなく、私立を選ばせているので、子ども達は流出し、各学年に30人位しか生徒がおらず、女の子は4人ぐらいし

かいません。このまちが今後どのように変わっていくのだろうか、私も将来戻りたくないまち、誰も住みたくないまちになってきていると思いました。

一方で、山口市で行われる移動市長室の話ですが、今回子育て支援関係のテーマを取り上げるということで、私が誰か出てくれないかということで同じ支援グループのお母さんに声をかけたところ、自分の子育ての体験を語ることで次の世代にとってよりよくなるということであれば話しに行きます、と言ってくれる人がたくさんいました。自分たちの体験を、次の世代に活かしていこうと思っている人たちを育てる草の根的なことが、これからつくる条例にどのように反映させていけるのか、ということが私のこれからのテーマです。

<社会長>

ありがとうございます。今回は、山口の國吉正和委員と久保田美代委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

【2 前回の振り返り】

<社会長>

前回は、班に別れ、条例の目的、基本理念、柱立てについて深めていただき、各班ごとに条例の素案をつくりました。そして模造紙を使って全体で共有しました。

その後、プロセス検討会を12月27日と、1月10日の2回ほど開催しました。4つのグループから出てきた素案をもとに、たたき台をつくりました。

本日は、まず最初にこのたたき台について説明をした上で、みなさんのご意見を伺い、その後、班ごとに条文づくりの作業に入っていきます。

今後のスケジュールですが、前回の会議のときにも少し説明しましたが、今日のグループ作業で出来上がった条文をもとに、後日調整会議を開きます。調整会議では、これから決める新しい班の中から代表者の方を出していただいて、プロセス検討会のメンバーと一緒に中間案の素案をつくっていく作業をします。今日の会議の終わりのところで、調整会議のメンバーを

選出します。

【4 プロセス検討会のたたき台の説明】

<社会長>

では、プロセス検討会のたたき台について説明します。

まず、「仮称 まちづくり基本条例のたたき台（プロセス検討会議試案）」の資料をご覧ください。これについて最初に説明します。A4版1枚の紙に目的、基本理念、柱立ての大枠が示してあります。各班から出てきたものを一覧にして、図にまとめたものです。これを少し詳しく説明すると、「目的」としては、「個性豊かで、活力ある、自立し

た地域社会の実現」としてまとめています。「基本理念」については、キーワードを拾い出したところ、全部で7つになりました。「主体性」、「参加・参画」、「補完性」、「役割分担」、「交流・連携」、「協働・協創」、「情報共有」です。そしてこれらの7つの理念を支える主な「柱立て」としては、「市民等の権利と責務」、「地域コミュニティ」、「参画・協働」、「市の役割」、「情報共有」があります。

引き続き、その他の資料の説明に入ります。まず「前文」があります。これは、各班の条例素案の中から、前文にいれる方がふさわしいと思われるキーワードを抜き出しています。

次に「目的」ですが、キーワードをプロセス検討会で抜き出して一文にまとめたものですが、「この条例は、市民の参加と協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおける市民と行政の役割を明らかにし、ともに考え協力し、行動することにより、個性豊かで活力のある自立した地域社会の実現を図ることを目的とする」というように表現しています。

それから、「基本理念」ですが、7つに分類し、さらに、内容的に大きく3つにまとめました。1つが「主体性」、「参加・参画」、2つ目が「補完性」、「役割分担」、「交流・連携」、「協働」、3つ目が「情報共有」です。それぞれ、簡単に一文にまとめたのが表中右側の部分です。

次に「柱立て」の部分です。柱立てについては、前回の会議でもたくさんの項目が出てきていましたので、内容ごとに分類しました。

例えば「市民等の権利と責務」について、該当するページをご覧ください。大分類の欄が条例の章立て、プロセス検討会案の欄が条文の見出しにあたります。「まちづくりへの主体的な参加・参画」とか、「学ぶ権利、子どもの参加」などがあがっています。それから、表中の網掛けになっている部分ですが、プロセス検討会でまとめる過程において、内容の意味が理解しにくかったものや、微妙なニュアンスのものについて網掛けがしています。

以上、プロセス検討会のたたき台について説明しましたが、これらはあくまで案としてまとめたものです。柱立てもみなさんのグループワークの結果をとりまとめ、一つの案として分類しているだけなので、今後具体的に条文を検討していく過程において、まだまだ変わってくることもあるかと思います。今回は、条文づくりの作業に入るためのたたき台として、みなさんに提案させていただくということをご理解いただきたいと思います。

このたたき台について、委員のみなさんからご意見などございませんか。

< A 委員 >

柱立ての表の中に個別の施策として、「男女共同参画」の項目があがっていますが、個別に取り上げるのではなく、柱立ての「協働・参画」または「市民の役割」のところにに入れてもいいと思いますが、いかがですか。

<社会長>

結構なことと思います。これから、各班に分かれて作業していただきますので、グループワークにおいて、個別に検討していただければと思います。

では、さっそくですが、班分けをしたいと思います。12月末にみなさんに希望をとりましたので、その結果をこれから皆さんにお見せします。

この表は、みなさんの第一希望をもとに班分けしたものです。希望が地域コミュニティの班に集中してしまい、人数に片寄りがあります。そこで、プロセス会議からの提案ですが、3班の「参画・協働」は5人なので、これで決定とさせていただければと思います。1班の「市民等の権利と責務」の班はすでに3名の希望者がありますが、本日は全員欠席という状況です。こちらの班に、3名程度移っていただける方をお願いしたいと思います。また、4班の「市の役割」についても希望者が少ないので、どなたか移動していただければと思います。しばらく時間をとりますので、変更してもよい方は手を挙げてください。

(班分けの調整の時間)

<社会長>

では、班に分かれていただきましたので、今日のプログラムについて渡辺副会長さんから説明をお願いします。

【4 グループワーク】

<渡辺副会長>

今日のスピーチの中で委員さんの話の中にもありましたが、条例づくりは思っていた以上に大変だということを実感しています。次回のときには行政が考えるこれからの地域づくりについて事務局から説明してもらいますが、平成19年度に協働推進課がスタートして、山口市は住民自治の流れにしっかり変わってきているという印象を持っています。私も春までに中間素案をつくるのは無理だと正直に思っていたのですが、事務局はものすごいボトムアップでみなさんが出した意見をきちんとデータ化し、まとめていると思います。協働推進課の強い思いというのを感じます。山口市全体でみるとまだまだとは思いますが、みなさんの思いを協働推進課が背負って、庁内、市民に広めていくようになりますので、それにふさわしい条例をつくっていかねばいけません。ほんとに大変ですが、プログラム上は、限られた時間の中で、誰もが条文づくりに参加できることになっています。仕事を分担し、疲れたときには休めるということにしています。これからかなりしんどいとは思いますが、作業にあたってくださいと思います。

今日は新しい班なので、まず役割分担を決めてください。

グループワークの手順としては、まず、目的や基本理念がみなさんの中で理解できる

かどうか、チェックしてください。これについては、今後まだ検討する時間があります今日のところは少しの時間をとっていただければ結構です。

次に条文の具体的検討の仕方ですが、各テーブルに、条文検討用のワークシートをお配りしています。各項目ごとにシートが分かれていますので、これに具体的な条文と、その条文に込める思いや具体的な内容を記入してください。今日は他自治体の条例をお配りしていますので、これらも参考にしてください。また書籍なども用意しています。また、文書担当の方もオブザーバーとして参加いただいていますので、条文の文言で困ったときなどは相談してみてください。今日は班でまとめた内容をパソコンに入力して、最後に全体で発表してもらいます。

それではグループワークに入ってください。

<社会長>

前回の各班で作った条例のイメージをまず思い出してください。そして、不安であれば、他自治体の条例を参考にしてみてください。最初から他自治体のものを見てしまうと、山口らしさが失われてしまう恐れがあります。前回と引き続きということを意識していただき、今回は個別の柱立てのところの検討に移ったというように考えていただくと、作業に入りやすいかと思います。

(グループ討議開始)

<社会長>

それでは、時間が来ましたので、各班の発表していただきます。

(グループ発表)

4 班

<発表者 4 班 B 委員>

「市の役割」ということに関して協議しました。当初 9 つの項目に対して、「市の責務」という項目を一つ加えました。まず、1 点目の「市民志向、成果思考での行政運営」ですが、市民満足度、費用対効果、各計画の項目別の進行、結果や成果指標の公表という内容を入れたいと考えています。2 点目の「健全な財政運営」ですが、財源を確保するために税收アップの方策を行政に研究してもらい、市の経営状況を市民に分かりやすく公表する、最小の資源で最大の効果をあげる、地域の資源を活用する、市の財政運営健全化計画にもとづき、健全財政の確保につとめる、市税、保険料などの未納者への対応などです。3 点目の「分かりやすい組織運営」については、時代にあった組織を構成する、縦割りではなく、組織の横断的な調整をする、各課にエキスパートを置くです。4 点目の「説明責任」ですが、施策の内容を市民に分かりやすく説明する責務、明確・速やかな説明、情報の開示、継続的な経過説明です。5 点目の「地縁型コミュニティへの

支援」ですが、地縁型コミュニティとしては自治会のほか、子ども会、婦人会、老人クラブ等などあります。これらの団体に対する資金助成、活動に対する人的、資金助成、市との対等な関係づくりにつとめること、自治会活動を推進するための市による適切な指導などがあります。6点目の「目的型コミュニティへの支援」ですが、交流ができるようサポートを行う場づくり、情報、きっかけの提供、中間支援組織の確立により、産官学の連携をつくる、専門職員による知識の支援、市民活動における助成・後援・協力の体制、協働で事業を行うこと等を盛り込みたいと考えています。7点目の「職員の育成」ですが、職員としてまちづくりを進めるためのリーダーシップを発揮する人材育成、まちづくりに対する意識の向上、内部共有だけではなく外部での研修制度、一市民として参加できる環境の整備、実践力・説明力・コミュニケーション能力の向上のための研修等を盛り込みたいと考えています。新たに追加したのが、8点目の「市の責務」ですが、市政に市民の意思が適切に反映されるよう市民の参画を基本に行政運営を行うこと、市民が容易に参画できるように配慮すること、市民の意向を的確に把握し施策に反映させること等を考えています。9点目の「市長の責務」ですが、市民の意思を市政に反映させる、基本理念を遵守して市民の信託に応える、市民の参画権利を保障する、市民の参画機会を確保する、職員の人材育成と適正な人材配置、健全財政運営に入る、安全なまちづくりを進めるための危機対応の体制を整備する、自治会の要請に配慮する、単位自治会の体制強化による組織強化の推進、市の将来像を示して行政経営の総合プロデューサーとしての役割を果たす等です。最後10点目の「職員の責務」ですが、職員は奉仕者としての自覚が必要、市民の信頼向上につとめる、まちづくり条例を遵守し、誠実に遂行する、職員も一市民として地域活動に積極的に協力する等です。

以上4班は、条文に込める思いの部分について説明をしました。具体的な条文づくりについてはこれから入ります。終わります。

2班

<発表者 2班 C委員>

2班は「地域コミュニティ」について話しました。項目は3つです。まず1点目の「市民の役割」ですが、条例に込める思いとしては、市民はまちづくりの主体であり、市と連携して地域活動の推進につとめる、地域コミュニティはおのおのの地域の特性を活かし、協働・協創のまちづくりに積極的に参画する、地域における連帯感や公共心の希薄化により地域コミュニティの機能が低下しつつあるのでこれに歯止めをかけたいことです。

2点目の「交流」ですが、思いとしては、団体活動の共有、協働。一緒にやることは一緒にやる。地域、分野等類似した活動内容の団体同士のネットワークづくり。安心して暮らせる地域づくりのために、隣近所の情報を把握できるためのつながり。さまざまな団体同士が集まる会議などの設置。3点目の「地域コミュニティ活動の支援」ですが、思いとしては、市民活動は誰もが参加しやすい活動ということを市民に理解してもら

こと、市民活動センターの充実、市民が市民の活動や団体活動を支える仕組みづくり、主体的に活動できるようにするための人材育成とコーディネーターの養成等です。2班はまだ条文づくりにまでは至っていませんが、思いを中心に説明しました。

1 班

<発表者 1 班 D 委員>

1 班は「市民等の権利、責務」について話をしました。項目は9つあります。1 点目の「まちづくりに主体的な参加、参画」ですが、年齢に関係なくまちづくりに積極的に参加することです。2 点目の「学ぶ権利」については、市民は年齢に関係なく、平等に学ぶ権利があることを考えています。3 点目の「まちづくりへの主体的な参加・参画」ですが、市民は自らがまちづくりの主体であることを認識し、まちづくりに積極的に参加することが市民の責務と考えています。4 点目の「地縁型コミュニティへの参加・参画」ですが、市民は自治活動の重要性を認識し、自らの意思によりまちづくりに参加し、互いに助け合い、地域の課題を共有し解決に向け、協力、行動することを考えています。5 点目の「目的型コミュニティへの参加・参画」ですが、同じ目的を掲げて活動する団体と連携、情報交換に努めお互いの活動を尊重すること、地域の課題は身近なところで解決することを考えています。6 点目の「自治会の役割」ですが、ここでの自治会活動とは、地域市民が地域の課題に取り組み、市民が主体となって行うまちづくり活動のことをいいます。7 点目の「市民活動の役割」ですが、市民活動団体が持っている専門的なノウハウを提供し問題解決を図ることがあります。8 点目の「事業者の役割」ですが、地域の一員として、市民や市が行う事業に対して支援協力することです。9 点目の「教育機関の役割」ですが、教育機関として、優秀な学力と見識を備えた学生を育成し、卒業し社会へ出ても地域のために貢献できる人材を育てるということを考えました。以上です。

3 班

<発表者 3 班 E 委員>

参画、協働について協議しました。ここは条例の根幹となる部分ですが、まだ十分理解できていない状態です。後日改めて集まって検討したいと考えていますので、また次の会議の時に発表する時間をとっていただきたいと思います。

まず条例の「目的」の部分ですが、市民に分かりやすい条例にする必要があることから、「協創」という表現はのけたほうがよいと考えています。

次に柱立ての1 点目の「参加・参画の原則」ですが、市民、事業者、行政がそれぞれの立場を尊重し、特性を活かした役割を発揮してともに参加・参画し、責任ももつということが必要と考えています。2 点目の「協働の原則」ですが、ここは理念にしっかり謳ってあるので、この理念に則って表現してはどうかと考えています。それから後の個々

の項目についてですが、市民がまちづくりの予算を提案することや、予算編成に市民が関わること、市民からの提案を受け入れる機会を持ち検証すること、市民からの意見を聞きパブコメの結果を行政サービスや地域へ反映させること等を考えています。

最後に3班からの提案ですが、「参加と参画」については市民会議の委員全員の中で共有しておく必要があると思います。参加と参画のちがい、それぞれの内容についてまだよく分かっていない状態です。皆さんからこの点につき何かご意見がありますか。

< F 委員 >

私なりの解釈ですが、「参加」というのはかなり範囲が広く、子どもから大人まで年齢を問わないもの。「参画」となると、計画の段階から加わるもので、企画運営が入ると思います。

< E 委員 >

参加、参画についての意見が出ましたが、参加・参画とは異なるという考え方で、後日班の中でもう一度考えていきたいと思っています。

< F 委員 >

3班の中で「参加・参画・協働」を考えていくと、これらはすべての柱立てに関連してくると思いました。例えば「参加・参画」の主体というものをみると、市民、行政、事業所などすべての主体が出てきます。これらすべての主体についての協働を考えていくとしたら、別の柱立てのところと重複してしまいます。私たちの班は「参加、参画」について、どのような視点から考えるべきか今大変迷っている状況です。みなさんに何かヒントをいただけると助かります。

< G 委員 >

目的や基本理念を考える際に、まず最初に「協働・参画」の定義とか、原則とかを考えていくのがいいのではないかと思います。

< E 委員 >

参画を考える際に、市民を主体として考えていけばよいのではないかと思います。

< 渡辺副会長 >

住民自治に向けての「まちづくり条例」になるわけですが、主体性がとても重要になってくると思います。例えば審議会などにおいて、市民が充て職で委員になるのは参画なのかとか、市民会議のみなさんのこのような関わり方は参画といえるのかとかについてグループの中でしっかり話していただきたいと思います。また協働については、山口市の総合計画の中の定義によると、「一般に協働とは、複数の主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいいます。まちづくりにおける協働のあり方に

については、様々な考え方がありますが、本計画では市民と行政がまちづくりの目標を共有し、お互いの特性を発揮して、より良いものをともに創りあげていく具体的な行為や行動のことを協働と呼ぶこととします」と定義されています。用語の定義としては、条文の中に規定するものと、解説書の中を書くものとがあってもよいと思います。協働というのはまだまだ未知の世界であって、具体的なことは誰にも分からないのが現状なので、このような定義を参考にしながら、思いのところをしっかりと共有していただきたいと思います。例えば協働は1足す1が2以上（ $1+1 \geq 2$ ）の効果を生むというように、シンプルに考えて条文に入れていくようなのもよいのではないかと、個人的に考えています。

<社会長>

「市民等の権利と責務」は主体についての話です。これに対して「参画と協働」は主体同士がお互い手を取り合うという関係性の話。ですから、「参画、協働」のところで、主体についてあまり取り上げると、他の主体の話と重なってきてしまいます。ですから、ここではそれほど主体について触れる必要はないと思います。

全体の感想としては、それぞれの班ですでに条例としてできあがってきているところもあります。私ははっきり申しまして、今日の段階でここまで出来上がってくるとは思っていませんでした。この限られた時間の中で、プロセス検討会のたたき台を受けて、それなりに形になってきています。もちろん、皆さんの中でもまだ完成していないと思われることだと思いますし、私もこれから詰めていく必要はあると思います。

【6 次回開催について】

<社会長>

これからの条文づくりについての進め方ですが、どのようにしましょうか。
次回の第8回目は2月2日を予定しています。次回の会議資料をつくるために、事前に調整会議を予定しているのですが、各班でもう少し内容を詰めていただく必要があります。自主的に班ごとに集まって作業をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。会議室は事務局側で確保してもらいますので、日程を班ごとに調整してみてください。

それから調整会議のメンバーについてですが、できれば各班ごとに一人ずつお願いしたいと思います。一応代表者を決めていただいて、その方が都合で出席できない場合は代わりにどなたかに出ていただくようお願いいたします。

（調整会議の代表者選出の話し合い）

【7 その他】

<社会長>

	各班から代表者を出していただきましてありがとうございます。調整会議の日程等についてはこの会議終了後に少し時間をいただいて決めたいと思います。 事務局から何か連絡事項はありませんか。 <事務局> 次回の会議の内容について 今日の作業結果を後日委員に送付すること アンケートのお願い かわら版配布のお願い <社会長> 長時間にわたりお疲れさまでした。これで本日の会議を終了します。 会議の経過を記載し、その内容に相違のないことを証するため、ここに署名する。 署名委員 中山 美穂子 署名委員 河村 律子
会議資料	1 レジューメ 2 第7回プログラム（資料1） 3 グループワークの進め方（資料2） 4 プロセス検討会条例たたき台（イメージ図・前文・目的・基本理念・柱立て） 5 会議体について 6 アンケート
問い合わせ先	自治振興部協働推進課協働推進担当 TEL 083-934-2965